

十六山病児保育室 Bambini 会員利用規約

YB-23-1026

第1条 利用サービスの種類・定員

十六山病児保育室Bambiniは、保育園、こども園など未就学児の施設や小学校に通っており、病気である（病児）または病気の回復期にある（病後児）ため集団生活が困難な満6ヶ月から小学校6年生までの乳幼児、児童を一時的にお預かりする病児保育室です。医師により集団病児保育が可能と診断され、その旨の記載を受けた所定の「診療情報提供書」をご提出いただいた場合にご利用いただけます。

原則 6 名

第2条 開室日時 月～金 8:00～18:00 延長保育はありません
土日祝日・夏季・年末年始閉室

第3条 利用料金 2000 円/日 大和市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村在住の方
3500 円/日 上記市町村以外の方

第4条 会員資格
十六山病児保育室Bambiniに入会申込みをし、病児保育の提供が困難でないと看護師・保育士との登録面談で承諾されたもの。

第5条 会員登録

- 登録面談を事前予約し、記入した会員登録申込書、健康保険証、乳幼児医療証、母子手帳をご持参ください。
- 登録面談ののち、同意書にサインをいただいた方から利用が可能になります。

第6条 会員の義務

親御の会員（以下会員）は十六山病児保育室Bambiniに対し、以下に掲げる義務を負います

- 登録情報に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- 保育利用中は届け出ている連絡先で必ず連絡をとれるようにすること。
- 十六山病児保育室Bambiniの利用料金について利用規約記載内容に従いその料金を遅延なく支払い、また原則として利用日毎に精算を行うこと。
- 会員は、ユーザー名およびパスワードの第三者への漏洩、利用許諾するなどの行為をしてはならないものとします。

第7条 受付と精算

- 保育当日は、かかりつけ医師による「診療情報提供書」および「ご家庭でご用意いただくもの」記載の持ち物をお持ちください。
- 各部屋で入室受付をします。看護師・保育士が予約内容の確認、リストバンドの発行、装着を行います。
- 入室受付が終わった後に保育料等をお支払いください。支払い方法はキャッシュレス決済のみ（クレジットカード、電子マネー等）となります。保育中に発生した追加の費用がある場合には、お迎え時にご精算ください。
- 保険証、医療証、お薬手帳、処方薬、与薬依頼書をお預かりいたします。保険証、医療証は毎回お持ちください。コピーして返却します。処方薬は、1回分ごとに分け、記名をお願いいたします。職員が与薬を行います。お子様が上手に服用できない場合もあります。予備1回分のお薬もご用意ください。
- 開室は8:00です。8:00以前にご来室いただいても、ご入室いただくことはできません。

第8条 保育と回診

- 会員は、お子様の保育中、保険証と医療証を常時携帯してください。
- 必要に応じて職員が、与薬、鼻汁吸引、座薬挿入などを行います。その際は、会員へのご連絡が事後報告となる場合があります。
- 保育中に医師による回診が行われます。回診の結果によっては、かかりつけ医を再受診していただいたり、保育の継続ができず早めのお迎えをお願いする場合があります。回診医による処置、薬の処方、診療情報提供書、治癒証明書および登園・登校許可証の発行は行われません。
- 回診以外でも、病状によっては連携医療機関の医師または看護師の判断のもとで早めのお迎えをお願いする場合がございます。
- 以下の場合には保育の利用を中止またはお断りさせていただく場合があります。
 - ①自然災害、停電、断水、交通機関の大幅な乱れなどによりサービスの提供の継続が困難になった場合、あるいは十六山病児保育室Bambiniにて保育の安全が保てないと判断した場合
 - ②「会員の義務」に定める事項について十六山病児保育室Bambiniに対し、正確に伝達しなかった場合
 - ③その他会員が本規約に違反した場合
 - ④回診医または連携医療機関の医師により、麻疹および流行性角結膜炎、百日咳、結核の罹患が判明または疑われる場合
 - ⑤保育中に病児の症状が著しく悪化し、病児保育室で保育の継続が困難となった場合または医師が総合病院小児科への転院が必要と判断した場合

第9条 お迎え

- 当保育室は延長保育の実施はしていません。17:50までのお迎えをお願いします。

第10条 送迎者

- お迎えの方が変更になった場合は、代理の方のお名前と続柄を十六山病児保育室Bambiniまでご連絡ください。ご連絡がない場合には、親御さんと直接連絡がつくまで引き渡しはいたしかねます。
- 送迎される方は、写真付き身分証明書（運転免許証等）のご提示をお願いします。

第11条 予約キャンセル

- 利用をキャンセルされる場合には、予約確認メールからキャンセル手続きを行ってください。予約確認メールからキャンセルができるのは、午前7:30までです。それ以降のキャンセルは必ずお電話ください。
- 利用当日午前7:30以降のキャンセルおよび無断キャンセルを繰返す場合、常時キャンセル待ち受付の最後尾に回っていただきます。
- キャンセル待ちをされている場合でも、利用の必要がなくなりましたらキャンセル手続きを行ってください。

第12条 「診療情報提供書」と受入れの目安

- 利用にあたっては、かかりつけ医を受診後、所定の「診療情報提供書」が必要となります。「診療情報提供書」をご提出いただけない場合には、ご利用いただくことができません。
- 「診療情報提供書」記入時の健康状態から悪化していない場合に限り、1つの「診療情報提供書」で利用可能な期間は7日間です。利用可能期間中であっても、診療情報提供書記入時より容態が悪化するおそれまたは変化がある場合にはかかりつけ医の再受診が必要となります。

<受入れの目安>

- ・軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状
 - ・軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状
- 診療情報提供書取得後に園や小学校に登園登校した場合や週末をはさんだ場合、病児保育の利用を希望されるときは利用医療機関を再受診し診療情報提供書を新たに取得してください。

4. 感染力の強い麻疹、流行性角結膜炎、百日咳、結核、その他以下のような重篤な症状の場合には「診療情報提供書」が発行されていても、お預かりができません。
 - ・発熱を含む全身状態の悪い（ぐったりしていて著しく機嫌が悪い）方
 - ・嘔吐・下痢がひどく、脱水症状の兆候がある場合
 - ・咳・喘鳴（ゼーゼー）が著しい場合（喘息発作、急性細気管支炎、喘息性気管支炎など）これらの症状により、摂食や睡眠が妨げられる場合、発熱が3日以上続く場合、医師から気管支拡張薬の吸入治療が指示されている場合等
 - ・ほとんど飲んだり食べたりできない場合
 - ・点滴などの医療行為を行っている場合
 - ・重篤な疾患で入院等の措置が考えられる場合
 - ・難治性の疾患で治療が継続している場合
 - ・免疫抑制剤の投与中であって免疫機能が著しく低下している場合
 - ・感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合
 - ・てんかん発作が頻回に起こっている場合
 - ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、急性出血性結膜炎、A型肝炎に感染している場合
 - ・その他、医師により集団病児保育が不可能と診断された場合
4. 病状等によっては、部屋が異なるため状況によってご利用いただけない場合がありますので予めご了承ください。

第13条 代理受診

1. お子様の状態が、「診療情報提供書」記入時または受入れ時より悪化し、回診医の所見があるまたは保育中に看護師が必要と判断した場合にも、会員へご連絡の上、十六山病児保育室Bambini 連携医療機関を代理で受診する場合がございます。
〈判断の目安〉
 - 1) 脱水症状が強くなっている
 - 2) 嘔吐を繰り返している
 - 3) 水様の下痢便で回数が多い
 - 4) 咳やゼーゼーするといった状態が酷く水分が摂取できない、もしくは摂取しても嘔吐してしまう
 - 5) 元気がなく、ぐったりしているまた、対応を優先し、状況によって会員への報告が事後となる場合もあります。
2. 麻疹、流行性角結膜炎、百日咳、結核の感染が回診医、連携医療機関の医師により確定または疑われる場合、保育を中止し、お迎えのご連絡をいたします。

第14条 総合病院への搬送

1. お子様の容態が急激に悪化した場合には、十六山病児保育室Bambiniがその判断で医療機関を受診し、また医師が必要と判断したとき、処置・治療をうける場合があります。事前に会員と連絡が取れない場合には、十六山病児保育室Bambiniの職員に判断を一任していただき、治療を優先させ、やむを得ず報告が事後となる場合があります。その際に発生する費用は会員の負担となります。
2. 十六山病児保育室Bambiniは医療施設でないため、吸入、点滴や注射などの医療行為を引き受けることができません。
3. 十六山病児保育室Bambini職員が医療機関を代理受診する際、医師が必要と判断した医療行為（（例）レントゲン撮影、検尿、検便、採血、インフルエンザ検査や治療など）をお子様にご受けさせる場合があります。
4. 病状が重篤で入院を要する場合は、保育を中止し会員へご連絡後、近隣の総合病院小児科へ搬送手続きを行います。その際、必要な検査や処置が行われることがあります。これらが著しく緊急を要する場合で、会員との連絡がつかない場合、お子様の状態を優先し、報告が事後となる場合がございます。また、これらの手続きに際し、十六山病児保育室Bambiniでは責任を一切負わないものとします。
5. 病院への搬送があった場合、病院の規定により、十六山病児保育室Bambiniでは入院手続きが行えません。搬送の連絡がありましたら、会員は、至急搬送先の病院へお越しください。また、保育終了時刻は、病児保育室Bambini職員から会員へお子様の引渡し完了した時点までとします。

第15条 室内感染と隔離室の利用が必要となる病状

1. 室内感染が無いよう最善の努力をいたしますが、他の感染症に罹患する可能性があることをご承知のうえご利用ください。
2. 隔離室をご利用いただく感染症
かかりつけ医が「隔離不要」と診断しても下記疾患は必ず「隔離室」の枠でご予約ください。当日の朝のお子様の状態でお部屋が決定します。
風しん 水痘 溶連菌感染症 流行性耳下腺炎（おたふく） マイコプラズマ感染症
インフルエンザ（発熱日を含む3日目から。治療が開始されており容態が安定している場合）
感染性胃腸炎（ロタ、ノロなど） RSウイルス感染症 アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱など）
上記の症状以外で感染の疑いが強い場合も含めて隔離扱いとさせていただきます。
3. 隔離の不要な病気でもご利用いただいても、回診医、看護師または必要に応じて受診した連携医療機関の医師により隔離が必要と判断された場合、隔離室に空きがない時にはご利用をお断りさせていただきます。
4. 隔離を要する症状であっても、すでに罹患し別の症状（風邪など）で利用中の他のお子様と同室とさせていただきます。また、隔離を要する症状であっても、すでに罹患し別の症状（風邪など）で利用中の他のお子様と同室とさせていただきます。
5. 感染力の強い麻疹、流行性角結膜炎、百日咳、結核に罹患したお子様の預け入れはお断りさせていただきます。

第16条 ワクチン接種

1. 当病児保育室に登録される方は、定期および任意の予防接種をお願いしております。
2. 特別な理由なく定期予防接種および1歳のお誕生日を過ぎて1回目のMR（麻疹風しん混合）ワクチンを接種されていないお子様は感染リスクをさけるため当病児保育室の利用をお断りいたします。MRワクチン接種後の初回利用時には必ず母子手帳をお持ちください。母子手帳でMRワクチン接種の履歴確認が済んでいない場合には、予約されても入室いただけません。

第17条 損害賠償保険・傷害保険

十六山病児保育室Bambiniでは以下の通り保険に加入しています。十六山病児保育室Bambiniでの保育中または職員による送迎中に急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害（ケガ）を負った場合、または職員の故意または過失により対象のお子様の物品に損害を与えた場合、十六山病児保育室Bambiniは加入している保険の範囲内で賠償します。

対物賠償責任保険	200万 円/1事故	対人賠償責任保険	2億 円/名 5億円/1事故
----------	------------	----------	----------------

ただし、職員に過失があっても、以下の損害については十六山病児保育室Bambiniは一切の責任を負いません。

- ・会員が十六山病児保育室Bambiniの利用にあたり、必要な情報について十六山病児保育室Bambiniに対し正確に伝達しなかったことに起因する損害
- ・会員が病児保育室Bambini内に持参した、金品、貴重品、その他持参したものを適切に管理していないことに起因する損害
- ・職員が対象のお子様の保育及び送迎中、対象のお子様に乳幼児突然死症候群（SIDS）等の原因不明の事故が発生した場合に十六山病児保育室Bambiniが当該事故発生当時の状況に照らして適切な処置を講じた場合には、十六山病児保育室Bambiniでは一切の賠償責任を負いません。
- ・会員およびお子様の故意または過失により、他の児童またはその物品に損害を与えた場合、十六山病児保育室Bambiniでは一切の責任を負いません。
- ・お子様の脳疾患・疾病または心神喪失によって引き起こされた傷害（疾病先行）の場合、十六山病児保育室Bambiniでは一切の責任を負いません。

第18条 利用をお断りする場合

会員が以下のいずれかの事由に該当すると十六山病児保育室Bambiniが判断した場合、利用をお断りすることがあります。

この場合において、会員は未納金があるときには、これを即時に完納するものとします。

- ・本規約に違反した場合
- ・重要事項確認書の内容を遵守しなかった場合
- ・十六山病児保育室Bambiniおよび他の会員の名誉または信用を毀損し、秩序を乱した場合
- ・無断キャンセルを繰り返した場合
- ・利用料金の支払いを遅延し、支払いの催促に応じない場合
- ・公共交通機関の遅延や、災害など特別の理由なしに閉室時間を過ぎても送迎や連絡がなく、またそれが度重なる場合
- ・ネグレクトまたは虐待（通報を含む）が行われている場合
- ・十六山病児保育室Bambiniに対して虚偽の報告を行った場合
- ・ネットワークビジネス、宗教勧誘または政治活動を他の会員に対して行った場合
- ・反社会的勢力の関係者であることが判明、またはその疑いがあると十六山病児保育室Bambiniが判断した場合
- ・その他十六山病児保育室Bambiniが会員として適切でないと判断した場合

第19条 児童虐待の通報

児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき、十六山病児保育室Bambiniは児童虐待の可能性があると判断した場合福祉事務所または児童相談所へ通報いたします。

第20条 個人情報の保護

1. 個人情報は、SSLのシステムで管理されます。
2. 個人情報（氏名・住所・電話番号等）は、親御およびお子様の会員の個人認証及び病児保育室の利用上必要な限りにおいて利用されます。
3. 医療機関を利用する場合には、親御およびお子様の会員情報を医療機関へ提供いたします。
4. 親御およびお子様の会員情報、またご利用については、その求めに応じて所管の行政機関へ提供いたします。
5. 当病児保育室は、原則として、ご本人の承諾なく上記目的以外に個人情報を利用または第三者に提供いたしません。

第21条 会員規約の改定

会員登録された場合、本規約の内容に同意したものとします。

十六山病児保育室Bambiniは、本規約の内容を変更する場合、変更内容を事前に会員に対して通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員が病児保育室Bambiniを利用した場合、会員は当該変更内容に同意したものとみなします。

附則 本規約は、2019年4月1日より施行する。

- 2019年5月24日 改訂版YB-19-0524を施行する。
- 2019年8月1日 改訂版YB-19-0627を施行する。
- 2020年7月1日 改訂版YB-20-0701を施行する。
- 2023年4月1日 改訂版YB-23-0401を施行する。
- 2023年10月26日 改訂版YB-23-1026を施行する。

連携医療機関

十六山病児保育室Bambiniは、下記の医療機関を連携医療機関（かかりつけ医）としております。

医療機関名	指導医	よこた小児科クリニック
所在地		神奈川県大和市中心林間4丁目16-20 水島第8ビル 2階
電話番号		046-278-0050
医療機関名	連携医	むらた小児科
所在地		神奈川県大和市中心林間8-25-10 LAPLA 中央林間メディカルビル2F
電話番号		046-277-1230
医療機関名	連携医	小児科玉井クリニック
所在地		神奈川県大和市林間1丁目8-11 ブルームヒル林間1F
電話番号		046-277-3030
医療機関名	連携医	林間こどもクリニック
所在地		神奈川県相模原市南区東林間7丁目1-1
電話番号		042-741-2122
医療機関名	連携医	南町田こどもクリニック
所在地		東京都町田市鶴間1丁目19-35 南町田クリニックビル 2階
電話番号		042-796-2200
医療機関名	連携医	望月耳鼻咽喉科
所在地		神奈川県大和市中心林間4丁目20-4
電話番号		046-271-3387

施設概要

施設名称	社会福祉法人 勇能福祉会 十六山病児保育室Bambini
所在地	神奈川県大和市中心林間4-21-19
電話番号	046-259-9332
設置者	古木敏幸
施設長	西田恵美

※当施設は児童福祉法 第34条の18第1項に基づき、病児保育事業を行う施設として厚生労働省の省令に従い、神奈川県福祉子ども未来局（045-210-4663）へ設置を届け出ています。

保育内容に対するお問い合わせ、苦情受付窓口

室長	西田恵美	
連絡先	046-259-9332	または email bambini-info@yuunoufukushikai.net
電話受付時間	午前10時～17時	